

須恵町競争入札参加資格審査申請Q & A

Q1. 申請書の書式は、統一様式もしくは県様式でも受け付け可能か？

A1. 統一様式、県様式とも不可です。オンラインでの申請になります。様式は、須恵町ホームページからダウンロードしてください。

申請前に必ず要領等を熟読し、申請方法などを事前に確認してください。

Q2. 建設工事等、測量・建設コンサルタント等、物品製造等の同時登録は可能か？

A2. 可能です。その際、登記簿謄本等、国税等の未納・滞納がない証明書、誓約書、使用印鑑届、委任状については、1部で結構です。

それ以外の実績調書等は、それぞれの希望種別ごとに作成してください。

Q3. 実印と使用印が同じ場合、「使用印鑑届」の使用印欄に押印する必要があるか？

A3. 使用印欄にも押印してください。

Q4. 「使用印鑑届」および「委任状」の申請者氏名欄に押印する印鑑は実印、使用印のどちらか？

A4. **実印**を押印してください。

Q5. 現在、指名停止期間中（営業停止含む。）であるが、今回の申請はできるか？

A5. 申請は可能です。

Q6. 総職員数に、役職員も含むか？（技術者についても同様）

A6. 含みます。

Q7. 4月1日にA社と対等合併（又は継承等）するが、申請はどうすればよいのか？

A7. 現時点の会社それぞれで申請し、合併後、速やかに変更届を提出してください。

Q8. 経営事項審査を受けていないが、「建設工事等」で申請は可能か？

A8. 建設業法により審査を受けることとなっていますので、**申請はできません**。また、現在、新規で経営事項審査を申請中であった場合も、申請資格に「経営事項審査を受け、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（総合評定値が記載されているものに限る。）通知を受けている者」としているため、申請はできません。

Q9. 委任について、営業部長等を受任者としてよいのか？

A9. 「委任状」に記載の委任事項を全て委任できる場合は可能です。ただし、建設工事等、法令によっては委任先とすることができない場合もありますので、申請前に各々で確認してください。

Q10. 「工事経歴書」、「測量等実績調書」および「物品製造等実績調書」は、官公庁と民間は分けて記載する必要があるか？

A10. 分ける必要はありません。

Q11. 物品製造等で申請したいが、添付書類の許可書・証明書類は必要か？

A11. 登録を希望される業種が、国または県などの許可や証明がないと営業できない場合は必要です。なお、個人が有した資格により行える業種については、その有資格者の免許状または資格者証等を添付してください。

Q12. システム内の『個別情報』の業者番号は、何を入れたらよいのか？

A12. 新規で申請される場合は、「0」を9桁入力してください。
継続で申請される場合は、前回申請されたときの番号を引き継ぐ必要がありますので、前回の年度の『個別情報』から業者番号を確認してください。